



8月は粗大ごみの収集はありません。

粗大ごみを出しても収集されませんので、9月以降に出すか、粗大ごみシールを貼付して桂苑に直接お持ちください。



○ ごみ焼却場(桂苑)へ直接搬入される方は、印鑑を持参のうえ、指定ゴミ袋に入れて搬入してください。(粗大ごみはシールを貼付)

【受付時間】9時～12時、13時～16時30分

○ 定期のし尿くみ取りの日以外の日で、お盆のお休み前にし尿くみ取りを依頼する時は早めに各業者へ直接お問い合わせください。

お盆期間のごみ収集などの日程

8月	ごみ収集	焼却場(桂苑) への一般持込	し尿くみ取り		
			矢次衛生	嘉穂衛生	総合開発
10日(月)	通常	通常	通常	通常	お休み
11日(火)	通常	通常	通常	通常	通常
12日(水)	通常	通常	通常	通常	通常
13日(木)	通常	通常	お休み	お休み	お休み
14日(金)	通常	通常	お休み	お休み	お休み
15日(土)	お休み	通常	お休み	お休み	お休み
16日(日)	お休み	通常	お休み	お休み	お休み
17日(月)	通常	通常	通常	通常	通常

ごみ収集



お盆期間のごみ収集とし尿くみ取りのお知らせ

ごみ収集・し尿くみ取り

図 保険環境課 生活環境係 ☎65・1097

お知らせ



令和2年度介護保険料の決定通知書を送付します

介護保険料決定通知書

図 保険環境課 医療介護保険係 ☎65・1097

令和2年度の介護保険料を市町村民税や世帯の状況等によって決定し、決定通知書を7月下旬に送付します。特別な事情がなく保険料を滞納すると、介護サービス利用時の個人負担割合が増える場合があります。皆様から納付された保険料で運営される介護保険制度についてご理解とご協力をお願いします。

詳しくは送付される決定通知書をご覧ください。

【介護保険料納付の方法】

○ 年金天引きで納付している人

今回決定した年間保険料額から4・6・8月に天引き(仮徴収)した保険料を差し引いた金額を、10・12・令和3年2月に年金天引き(本徴収)されて納付されます。

○ 納付書や口座振替で納付している人

8月～令和3年3月まで納めます。

※新たに65歳になった人、広域連合外の市町村から転入した人などの場合は年金天引きの開始が半年～1年後となりますので、それまでは納付書や口座振替等で納付してください。

※災害や失業などやむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、申請により保険料の減免や納付猶予を受けることができます。

【コンビニ収納について】

介護保険料は、コンビニでも納めることができます。

【取り扱いコンビニエンスストア】

○ セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ等

○ 次のような場合、コンビニで使えませんのでご注意ください

- ・ 納期限を過ぎたもの。
- ・ コンビニ用のバーコードが消されているもの、あるいは汚れたりやぶれたりして読み取れないもの。
- ・ 金額を手書きで訂正したもの。

低所得者介護保険料軽減事業について

○ 令和元年10月から消費税率が10%引き上げられたことに伴い、家計に影響を受ける比重の高い、低所得者の負担する介護保険料を安くするものです。これまでも、所得段階が第1段階の方に対しては介護保険料を軽減していましたが、対象者を拡大し、軽減幅も拡大します。

詳しくは、左記までお問合せください。

【問合せ先】福岡県介護保険広域連合 総務課 収納管理係 ☎092・981・9071